

業 務 委 託 仕 様 書

1 件名

令和8年度水質特定事業場及び公害防止協定締結事業所の立入検査に係る水質検査業務委託

2 業務内容

水質汚濁防止法に基づく特定事業場及び公害防止協定を締結している事業所に対して、盛岡市が立入検査を行った際に採水した施設排水等について、水質検査を行い、その結果を報告するもの。

3 実施要領

(1) 検査項目及び件数

別紙「令和8年度水質特定事業場等立入検査項目一覧」のとおり。

(2) 検査日程

検査日程は環境企画課から随時予定を連絡するものとする。月3回程度の検査で、1回あたり2～6事業場とする。

(3) 検査結果の報告

受注者は、引き渡した検体の検査結果を、引き渡した日から2週間以内に盛岡市環境部環境企画課へ報告すること。

(4) 測定方法

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）に従って測定すること。

前述の検定方法に載っていない項目の測定方法は、次のとおりとする。

項 目	測 定 方 法
ニッケル (Ni)	現行の日本産業規格 (JIS) K0102 (工場排水試験方法) に定める方法
陰イオン界面活性剤 (MBAS)	
溶存酸素量 (DO)	
色素 (色度)	現行の日本産業規格K0101 (工業用水試験方法) に定める方法

4 その他

(1) 受注者は、計量法第107条による濃度に係る計量証明事業登録者であること。

(2) 検体の受け入れは、原則としてすべての平日（土曜日を除く。）とする。

(3) すべての検査項目について受注者自身が測定を行うこととする。

- (4) 採水に必要な容器等は受注者が用意し、採水前に発注者に引き渡しておくこととする。
- (5) 検体の引き渡しは、原則として受注者が環境企画課で受け取ることとする。検体を市外に搬出する必要がある場合は、環境企画課が運送会社に持ち込み、クール（冷蔵タイプ）便の着払いで発送する。引き渡し方法に変更がある場合は協議することとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。